

## 江田島市公共交通イメージキャラクター 募集要項

### 1 趣旨

江田島市の公共交通を守り、育てる意識の醸成を図るため、本市の公共交通イメージキャラクターを募集します。イメージキャラクターは、公共交通に関する利用促進イベント等で使用します。

#### 公共交通の紹介

江田島市には、航路、路線バス、乗合タクシーといった公共交通の他、スクールバス、カーシェア、レンタサイクルといった多様な交通手段があり、市民や来訪者の移動を担っています。

##### ①航路

島しょ部にある本市は、通勤・通学、通院、買い物などの日常生活において、広島市及び呉市との移動が活発です。江田島市と両市の間を結ぶ7航路が運航しており、重要な移動手段となっています。

##### ②路線バス

市内の路線バスは、江田島バス株式会社が運行しています。江南・飛渡瀬地区は、大型商業施設が集積しており、かつ、Y字型の島の左右の付け根に位置しているため、バスの中継ターミナルが設けられています。

##### ③乗合タクシー

バス路線から離れている地域や、路線バスが運行しない時間帯の移動手段を確保するため、予約型乗合タクシー「おれんじ号」、定時定路線で運行する乗合タクシー「江田島北部朝夕便」を運行しています。

### 2 募集内容

江田島市公共交通イメージキャラクターの名前とデザイン

### 3 募集期間

令和4年7月1日（金）から7月31日（日）まで

### 4 応募規定

#### (1) 応募資格

どなたでも応募できます。ただし、未成年の方は保護者の承諾が必要です。

#### (2) 応募方法

応募用紙に必要事項を記載し、市内栈橋や本庁・各市民センターに提出するか、下記の間い合わせ先まで郵送又はメールにて送付してください。

- (3) イメージキャラクターの名前とデザインの条件
- ①交通に関連し、江田島市をイメージしやすいもの
  - ②市民に親しまれるもの
  - ③自作の未発表作品で、他人の作品を真似していないもの  
また、他人の著作権や商標権を侵害を侵害していないもの

## 5 著作権等

- (1) 採用作品に関する著作権法第27条及び法28条を含む全ての著作権は、江田島市に帰属します。
- (2) 採用作品は必要に応じて、イメージキャラクターのデザインや色彩の一部を改変する場合があります。
- (3) 採用作品の受賞者は、市が当該作品を使用するに当たって、著作者人格権を行使しないものとします。
- (4) 採用作品の選出後、受賞者と市は、著作権譲渡契約を締結するものとします。

## 6 その他

- (1) 一人何点でも応募できます。
- (2) 応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- (3) 応募に係る個人情報、適切に管理し、募集及び選定の目的に限り使用します。
- (4) 応募作品の返却はできませんので、ご了承ください。
- (5) 選考状況等の確認には、お答えできません。

## 7 決定方法

江田島市公共交通協議会において、応募作品の中から採用作品（1点）を選定し、江田島市公共交通イメージキャラクターの名前とデザインを決定します。

## 8 発表

採用作品の受賞者は、江田島市公共交通イメージキャラクターの名前とデザインとともに氏名（ニックネーム可）を市公式ホームページや広報誌などで公表します。

## 9 賞品

- (1) グランプリ（採用作品） 1名 「江田島荘ペア宿泊券」
- (2) 優秀賞 5名 「新造船記念オリジナルトートバック」  
※優秀賞の当選は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。

## 10 問い合わせ先

江田島市公共交通協議会事務局（江田島市企画部企画振興課）

〒737-2297 江田島市大柿町大原 505 番地

TEL：0823-43-1630 FAX：0823-57-4433